

様式 2

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

No. 19

所管課かい名 スポーツ振興課

許認可等の内容	梅ヶ島キャンプ場、玉川キャンプセンターの使用料の減額又は免除	
根拠法令等及び条項	静岡市キャンプ場条例第7条	
行政庁	静岡市長	
法令の定め	<p>静岡市キャンプ場条例（平成15年静岡市条例第131号）</p> <p>（使用料の減額又は免除）</p> <p>第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	
審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>使用料を減額又は免除する場合を例示すると次のとおり。</p> <p>1 全額免除する場合</p> <p>①静岡市が利用する場合。（主催又は共催に限る。）</p> <p>②梅ヶ島キャンプ場・玉川キャンプセンター運営協議会が自ら主催する事業に利用する場合。</p> <p>③上記①②の事業に参加する者。</p> <p>2 学校利用料金と同額に減額する場合</p> <p>①盲・ろう・養護学級学校及び特殊学級が教育活動又はこれに類する目的のため利用する場合。</p> <p>②保育園、幼稚園、認定こども園が教育活動又はこれに類する目的のため利用する場合。</p>
	設定年月日	平成15年4月1日設定（平成28年4月1日最終設定）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数10日（休日を含む。）
	設定年月日	平成15年4月1日設定（ 年 月 日最終設定）